

論文概要

フィリピンの NGO にみる人権基盤アプローチの有効性と課題 ～子どもの社会参加とエンパワーメントに注目して～

渡邊奈美子

子どもの権利条約において子どもは権利の主体とされているが、実生活においては、子どもは権利の主体とは認識されていない。筆者は、世界各国での事例と自身の高校時代からの NGO での経験から、子どもたちは無力な存在ではなく、社会を変えていく力と能力を秘めた存在だと考える。

子どもが権利の主体であることが広く社会で認識され、社会で実現されるためには、子どもである「当事者の社会参加」が必要である。近年、参加型開発が当事者の声を活かし、当事者のニーズに合った開発を進めていくうえで重要視されてきたように、子どもの置かれた環境を改善するためには、いまや当事者の参加は不可欠である。

この点を重視したアプローチ方法として、子どもの権利基盤アプローチ（Child Rights Based Approach : CRBA）がある。CRBA は人権の原則に基づいたアプローチであり、子どもを「権利保有者」とし、子どもを取り囲むまわりのおとなや地域社会、国家等を「義務履行者」とする。権利保有者は義務履行者に対して権利を要求し、義務履行者は権利保有者に対して説明責任を負う。権利保有者・義務履行者と、それぞれの果たすべき役割を明らかにし、両者がそれぞれの役割を全うできるように、両者の能力強化を行うアプローチである。CRBA は、子どもだけに働きかけるのではなく、国家や親などにも働きかけ、包括的に子どもの権利を実現しようとする点に特徴がある。

CRBA は、子どもの状況改善のために有効なアプローチである。ただし、以下の2条件が重要である。

- 1) 子どもを取り囲む社会関係、特に、家族やコミュニティの変容を促すこと。援助機関によって解釈されがちな義務履行者と権利保有者との二分法を越えて、両義性をもつ家族・コミュニティの変化を促すこと。
- 2) 当事者である子どもの参加を促すこと。社会関係の変容と子どもの参加とは相互に強化しあつて、CRBA を実質化する。

これらを仮説的な枠組みとして、本研究は、権利保有者である子どもの参加に注目しながら、子どもの状況を改善するために、CRBA がどのように実践されているかを解明するものである。

本研究の目的は、フィリピンマニラ首都圏における CRBA の実践過程、とくに同アプローチの重要な側面である当事者としての「子どもの参加」における諸アクターの関与プロセスに注目し、その分析を通じて、子どもの参加を促進する諸条件ならびに阻害する諸要因を明らかにすることである。それを踏まえ、子どもの状況改善のための CRBA の可能性と課題について考察する。

研究方法としては、主に文献精読とマニラでの現地調査を行った。子どもの権利条約を団体の基礎理念とし、子どもの権利普及と啓発活動を行う NGO を中心に、そこで主体的に活動しているおよび活動してきた、日本でいう中・高・大学生世代の子ども/若者、彼らと共に活動しているおとなの NGO スタッフ、地域の有力者等を対象とし、主に参与観察とインタビューから情報を得た。

目次

序章

第2章 子どもの権利条約と子ども参加

第1節 子どもの権利条約

第2節 子ども参加

第3節 子どもの権利をめぐる国際的な動向

第3章 人権基盤アプローチ (RBA) とエンパワーメント

第1節 人権基盤アプローチ(RBA)登場の歴史的背景

第2節 人権基盤アプローチ(RBA)の特徴と子ども

第3節 人権基盤アプローチ(RBA)の可能性と課題

第4章 フィリピンの子どもの権利に関わる諸アクターの分析～義務履行者の役割～

第1節 フィリピンの子どもの現状

第2節 フィリピンにおける子ども政策

第3節 中央政府レベルのアクター

第4節 地方自治体レベルのアクター

第5節 コミュニティレベルのアクター

第6節 警察や他の機関との協力

第7節 小括

第5章 NGOにおける子どもとの協働～権利保有者の取り組み～

第1節 NGOにおける子ども参加型活動

第2節 「参加」による子ども/若者の変化

第3節 NGOスタッフの子ども/若者への期待

第4節 関係変化の分析

第6章 子ども参加を可能にする諸条件

第1節 子ども/若者との協働における課題～スタッフの声～

第2節 子ども参加の促進要因

第3節 子ども参加の阻害要因

第4節 小括

終章 子どもの権利基盤アプローチの可能性と課題

第1節 子どもの社会参加と子どもの権利基盤アプローチ

第2節 子どもの権利基盤アプローチの可能性

第3節 子どもの権利基盤アプローチの課題

第4節 本研究で残された課題

第5節 提言

参考文献目録

謝辞

付録

論文の構成

本論では、序章で問題の所在、研究の目的と方法等について述べたうえで、第2章では本論を貫く概念となる「子どもの権利」と「子ども参加」について、子どもの権利条約に焦点を当て、歴史、特徴、内容の面から整理した。人権アプローチ(RBA)の原則の一つである当事者参加に関しては、既存の研究から、子ども参加の意義を示し、子どもの権利条約の採択により子ども観が歴史的な転換をみせたことを述べた。そして、子ども参加の一例として、国連子ども特別総会を取り上げ、同会議で合意された子どもにふさわしい世界づくりについて述べた。

第3章では、人権基盤アプローチについて、登場の歴史的背景とその特徴を、先行研究を基に分析した。RBAは諸問題を人権の実現状況という側面から、個人の問題ではなく、社会的な共通の問題としてとらえていることを述べ、力関係の変革を伴うアプローチであることを明らかにした。また、RBAは、社会変革をもたらす等の可能性と期待も大きいですが、実社会における人権の受容と適合性等の課題も残っていることを明らかにした。

第4章では、フィリピンの子どもの現状を概観し、それが子どもの権利を侵害しているとしたうえで、子どもの権利に関わる諸アクターを分析し、義務履行者を特定し、その役割を明らかにした。具体的には、子どもに関わる国家政策と児童ポルノ禁止法等の子どもの権利に基づいた法律を考察し、中央政府、地方自治体、コミュニティ、NGO、警察などの義務履行者が子どもの権利を守る取り組みにどのように関わっているかを分析した。その結果、フィリピンにおいては、官民一体となり、子どもの権利保護および子ども参加へ取り組んでいる姿勢が明らかになり、それがおとなと子ども/若者の協力、および多様な義務履行者同士の協力によって進められていることが明らかとなった。

第5章では、子どもの権利を守るための取り組みを分析し、おとなと子どもの協働事例および権利保有者参加型プログラムのプロセスを分析し、それが権利保有者である子ども/若者に与えた影響を分析した。その結果、子ども参加の方法はその対象や内容によって多様であるが、それらを通じて当事者がエンパワーされたばかりではなく、親や地域住民などとの相互の関係性も、ポジティブな方向に変容したことが明らかになった。例えば、若者自身には、自尊心や責任感の向上などがみられ、それらの変化が卒業後の就職や行動にも影響していることがわかった。同時に、親との理解の深まりや、地域住民が若者を尊敬のまなざしでみるようになった等の変化もみられた。つまり、子ども参加が家族・コミュニティ等の変化を促し、逆に社会変化によって子ども参加が促されたことがわかった。

第6章では、第4・5章で得られた結果を考察し、子どもの権利基盤アプローチ(CRBA)における権利保有者の参加を促進する諸条件を、阻害要因とともに明らかにした。子ども参加の促進には、子どもの権利の尊重とそれに基づく行動、おとなの変容、子どものエンパワーメント、組織として子ども参加を促進する体制が不可欠であることがわかり、逆に、子ども参加に関する共通理解や知識の不足、子ども/若者本人の自尊心の低さ等が子ども参加を阻害していることを明らかにした。CRBAが機能する条件として、前提となるのは、「子どもは権利の主体である」という認識であり、この認識に基づいた行動なしにCRBAは成立せず、権利履行者である子どもを含んだ様々なパートナーシップなしにCRBAは機能しないことが分かった。

結論章においては、これまでの考察を受けて、子ども参加の意義をCRBAの中で再び位置づけ、子どもの権利が侵害された状況を変えるためには、権利保有者である子どもだけへのアプローチではなく、義務履行者、つまり子どもを取り囲む「社会環境の変容」と「子ども参加」が不可欠であ

ることを確認した。また、CRBAの有効性と課題が確かめられ、有効性としては、権利保有者・義務履行者の双方に社会関係の変革をもたらすこと、課題としては、理論面と実践における課題が残されていることを述べた。そして、最後に、日本社会への示唆にも触れて提言を行った。

本研究は、子どもを権利の主体ととらえ、子ども参加に注目した点にまず意義があるが、子ども参加を基本としたCRBAの実践から、子ども参加の当事者への影響と、周囲の人々との関係性の変容を長期的な視点から考察している点で、人権基盤アプローチにおける実践的な課題を提起する点に意義がある。

以上